

第 1 令和 6 年度大阪地方労働審議会家内労働部会（第 1 回） 開催結果

- 1 開催日 令和 6 年 10 月 30 日（水）
- 2 開催場所 大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 A  
大阪府中央区大手前 4-1-67
- 3 出席委員 公益委員 3 名  
労働者委員 3 名  
使用者委員 3 名  
(定数各 3 名)
- 4 内 容
  - (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
  - (2) 大阪地方労働審議会家内労働部会運営規程等について
  - (3) 大阪府における家内労働の現況について
  - (4) 令和 6 年度家内労働実態調査の結果について
  - (5) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
  - (6) その他
- 5 審議結果

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について話し合われたが、結論には至らず、次回継続して審議されることとなった。

第 2 令和 6 年度大阪地方労働審議会家内労働部会（第 2 回） 開催結果

- 1 開催日 令和 6 年 11 月 27 日（水）
- 2 開催場所 大阪合同庁舎第 2 号館 4 階 共用会議室 I  
大阪府中央区大手前 4-1-67
- 3 出席委員 公益委員 3 名  
労働者委員 3 名  
使用者委員 3 名  
(定数各 3 名)
- 4 内 容
  - (1) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
  - (2) その他
- 5 審議結果

前回の改正から 8 年が過ぎ、現在の最低工賃額と、労使間における約定工賃の最低額との間に生じた相当な乖離部分を埋め、実態に即した内容としていく必要があるとの共通認識に立った上で、「改正決定することを必要と認める。」との結論に達した。

### 第3 令和6年度大阪地方労働審議会最低工賃専門部会（第1回）開催結果

- 1 開催日 令和7年1月17日（金）
- 2 開催場所 大阪合同庁舎第2号館 9階 共用会議室B  
大阪市中央区大手前4-1-67
- 3 出席委員 公益委員 2名  
労働者委員 2名  
使用者委員 2名  
(定数各3名)
- 4 内 容
  - (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
  - (2) 大阪地方労働審議会 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃専門部会運営規程等について
  - (3) 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃の改正決定等について
  - (4) その他
- 5 審議結果  
大阪府男子既製洋服製造業最低工賃について、全会一致をもって別紙のとおり改正決定をすることが適当である旨の答申がなされた。

# 大阪府男子既製洋服製造業最低工賃改正のお知らせ

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃が次表のとおり改正され、効力発生は令和7年3月28日からです。

大阪府の区域内で男子既製洋服製造業務に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者にこれらの業務を委託する委託者の皆さん、最低工賃を守りましょう。

| 品 目  | 工 程           | 規 格                   | 金 額             |           |
|------|---------------|-----------------------|-----------------|-----------|
| 背広上衣 | そで付け裏まつり      | 針目が3cm間隔に9針以上のもの      | 1枚（50cm以上×2）につき | 1 5 1 円   |
|      | そで口裏まつり       |                       | 1枚（30cm以上×2）につき | 6 2 円     |
|      | 肩裏まつり         |                       | 1枚（15cm以上×2）につき | 35 (27) 円 |
|      | えりこし(からげ)まつり  | 針目が3cm間隔に6針以上のもの      | 1枚（30cm以上）につき   | 3 3 円     |
|      | ベントまつり        |                       | 1枚（20cm以上）につき   | 43 (25) 円 |
|      | 背すそまつり        |                       | 1枚（15cm以上×2）につき | 4 3 円     |
|      | えり裏まつり        | 針目が3cm間隔に5針以上のもの      | 1枚（10cm以上）につき   | 4 9 円     |
|      | わき裏まつり        |                       | 1枚（50cm以上×2）につき | 48 (36) 円 |
|      | 前裏すそまつり       |                       | 1枚（25cm以上×2）につき | 59 (39) 円 |
|      | 見返し奥星入れ       | 針目が3cm間隔に4針以上のもの      | 1枚（40cm以上×2）につき | 5 6 円     |
|      | 見返し7ミリメートル星入れ |                       | 1枚（40cm以上×2）につき | 58 (41) 円 |
|      | 背裏鎖止め         | 鎖糸ループの長さが1cmのもの       | 1枚につき           | 1 4 円     |
|      | ベント止め         | 1本糸で×印しつけ止めのもの        | 1枚につき           | 14 (11) 円 |
|      | 糸くず取り         |                       | 1枚につき           | 99 (72) 円 |
| ズボン  | 腰裏後端まつり       | 針目が3cm間隔に10針以上のもの     | 1本につき           | 1 1 円     |
|      | 前立てまつり        | 針目が3cm間隔に6針以上のもの      | 1本につき           | 9 円       |
|      | 天ぐまつり         |                       | 1本につき           | 9 円       |
|      | 小またちどり        |                       | 1本につき           | 2 3 円     |
|      | 腰裏むし止め        | 8か所に行うもの              | 1本につき           | 3 1 円     |
|      | ボタン付け         | 小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの | 1個につき           | 6 円       |
|      | シックむし止め       | 1か所に行うもの              | 1本につき           | 5 円       |
|      | 糸くず取り         |                       | 1本につき           | 2 3 円     |

- ◎ 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定単位によって定められています。
- ◎ 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。これに違反した場合は罰せられることがあります。
- ◎ 仮に、最低工賃額より低い工賃額で委託契約されていても、それは法律により無効とされ、最低工賃額が適用されます。
- ◎ 工賃支払いに関する三原則

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 通貨払いの原則                                                                                  |
| 工賃は、原則として現金で支払わなければなりません。                                                                  |
| 2 全額払いの原則                                                                                  |
| 工賃は、その全額を支払わなければなりません。                                                                     |
| 3 一定期限内払いの原則                                                                               |
| 工賃は、原則として物品の受領の日から起算して1か月以内に支払わなければなりません。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合はその日から1か月以内に支払わなければなりません。 |

くわしくは、大阪労働局 賃金課 家内労働係

電話 06-6949-6502

または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。